

廃棄物の排出抑制・減量化・再生利用に取り組む事業者の皆様

**福井県廃棄物減量化
等アドバイザーを
ご活用ください！**

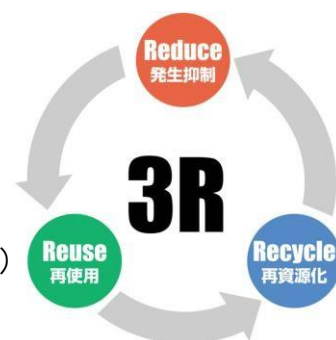
11 住み続けられる
まちづくりを

12 つくる責任
つかう責任

13 気候変動に
具体的な対策を

県では、廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用に取り組む（またはこれから取り組もうとする）事業者の取組みを支援するため、「廃棄物減量化等アドバイザー」の派遣を行っております。お気軽にお問い合わせください。

- 【対象】 中小規模排出事業者
- 【相談内容】 廃棄物の3Rに関すること
- 【アドバイザー】 環境カウンセラー
- 【訪問回数】 2回まで
- 【費用負担】 無料（ただし送迎に係る費用はご負担ください）
- 【申込方法】 申込書を県の循環社会推進課に提出



【問合せ先】

福井県 エネルギー環境部循環社会推進課

廃棄物対策グループ 野村、小林

TEL : 0776-20-0382 (直通) FAX : 0776-20-0679

電子メール : junkan@pref.fukui.lg.jp



県のHPはこちら

○対象者

中小規模排出事業者（廃棄物の年間排出量 普通産廃 500 t 未満、特管産廃 50 t 未満）

※福井市内の中小規模排出事業者の方は福井市環境廃棄物対策課にご相談ください。

※研修事業については、中小規模排出事業者の加入する団体（福井市外の事業者が加入しているものに限る）による申込みでも対象とします。

○相談内容の例

- ・ 廃棄物の適正処理・有効活用のための情報提供
- ・ 3R（発生抑制・再使用・再資源化）の取り組み方法
- ・ 社員への取り組み効果の周知方法
- ・ 期待した効果が得られない場合の対処法

○アドバイザー

- ・ 県が環境カウンセラーの中から申込内容に応じて選定

なお、派遣に当たり、相談内容についての守秘義務の順守を定めています。

（環境カウンセラーとは）

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言など（＝環境カウンセリング）を行う人材として、環境省の審査を経て登録を受けた方です。

○申込期間

- ・ 令和6年11月1日(金)から令和7年1月31日(金)まで

ただし、申込多数により予算の上限に達した場合は終了します。

○申し込みから訪問までの流れ

- ・ 申込書※に派遣希望日等を記載して提出いただきます。

当課でアドバイザーと日程調整をして訪問日をお知らせします。

※申込書は、循環社会推進課ホームページからダウンロードできます。

表面のQRコードを読み取り、ホームページにアクセスしてください。

（ホームページURL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/advisor.html>）

○訪問回数

- ・ 1事業所当たり2回を限度（3回目以降は、県の支援対象外）
- ・ 廃棄物の減量化等のモデル事例となる場合に例外措置あり

○派遣を受けるための費用負担

- ・ 事業所に最寄りのJR駅と事業所間の送迎
- ・ 3回目以降の訪問に係る費用（謝金・旅費など）

【留意事項】

- ・ 当事業は事業者へのアドバイザーの派遣を必須としています。
- ・ 廃棄物の3Rに関する相談に関しては、廃棄物置場への立入りが必須です。立入りに関し、社内手続き等が必要な場合は関係書類を添付して申込みください。
- ・ 相談内容によっては、回答までお時間をいただくことがあります。